

令和7年度第2回秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和7年11月7日（金） 午前10時00分～午前11時30分

場 所：議会棟大会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 6名

西 野 大 輔 西野法律事務所（弁護士）

齋 藤 和 樹 秋田県被害者支援連絡協議会会長（公認心理師・臨床心理士）

安 部 有 紀 東京警察病院（助産師）

佐 藤 和 人 公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事

小 笹 典 子 元日本赤十字秋田看護大学特任教授

古 木 実菜子 秋田市市民相談センター所長

○秋田県

生活環境部参事、県民生活課長、県民生活課、地域・家庭福祉課、雇用労働政策課
建築住宅課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、総合教育センター、警察本部
広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、人身安全対策課、刑事企画課、捜査第一課、
組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課、運転免許センター

2 秋田県生活環境部参事あいさつ

本日の推進会議では、「第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の素案について、御審議をお願いいたします。

この素案は、第4次基本計画における課題や、これまで委員の皆様からいただいた御意見、さらに国の「第5次犯罪被害者等基本計画骨子案」の内容を踏まえ、取りまとめたものでございます。

限られた時間の中ではございますが、委員の皆様それぞれの専門的なお立場から、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。

今後の予定ですが、本日の会議を踏まえて素案を修正し、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを実施いたします。その後、県民の皆様のご御意見も考慮した上で計画案を策定し、来年1月に予定しております第3回推進会議にて、再び御審議いただく運びとなっております。

委員の皆様には、引き続き御審議をお願いするなど、大変御難儀をおかけいたしますが、計画策定に向け、何とぞ一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

3 議 事

(1) 第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）について

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）「第Ⅰ基本計画の趣旨」及び「第Ⅱ基本計画の基本的な考え方」について、資料に基づき説明。（略）

委員からの質問、意見等はなし。

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）「第Ⅲ重点課題に係る具体的施策」について、資料に基づき説明。（略）

西野委員	重点課題第1基本施策2（4）医療費等に係る公費負担制度の周知についての文言であるが、第4次計画では、「さらなる充実を図ります」だったものが、第5次計画（素案）では、「さらなる充実に努めます」となっている。この変更によって何が変わるのか教えて欲しい。
警務課	第4次計画では、公費負担制度について充実を図る部分が明確にあった。第5次計画では、今現在概ね充実が図られているという認識のもと、今後必要があればまた充実に取り組むという意味合いで修正した。
佐藤委員	重点課題第4基本施策2（1）多機関ワンストップサービスの構築・運用による支援の強化についてだが、多機関ワンストップサービスがどのようなものなのかの説明がなく、一般県民にとっては、わかりづらいように思う。また、「構築」や「運用」などに関する文章がなく、目指すところが記載されている。どのように運用するかなどについても記載することで、この制度について理解してもらえないかと思う。
県民生活課	記載内容の修正を検討する。
西野委員	重点課題第2基本施策3（2）ア）法廷における犯罪被害者等に関する情報保護制度の周知について。令和5年に法改正があり、令和6年度から施行されているが、ここに記載してある「仮名を用いる制度」だけでなく、一定の要件のもとで逮捕状にも勾留状にも被害者の名前が載らない制度運用も始まっている。被疑者が被害者の名前を知ることがないということで、被害者の安心感が高まる場所もあると思うので、この制度の周知も踏まえた表記にしてもらいたい。
警務課	今後の検討の材料としたい。
古木委員	「犯罪被害者等に対するアンケート調査」で、県・市町村に設置されている「総合的対応窓口」を知らないと回答する人が半数以上いた。重点課

題第4基本施策1(1)ア)県・市町村の総合的対応窓口の周知のほかに、被害者に直接対応する警察官から「総合的対応窓口」について案内するというのも大事だと思うので、記載を検討して欲しい。

県民生活課 この具体的施策は、当課の実施に限って記述している。今後、警察本部とも相談し、御意見を取り入れられるよう検討したい。

小笹委員 「犯罪被害者等に対するアンケート調査」で、県全体の犯罪被害者等に対する支援の取組についての満足度を問う設問において、「こちらが知りたい情報を問い合わせても、組織が別だからということで、教えてもらえず、たらい廻しにされ、情報を得ることができなかった時は、精神的苦痛が大きく、体調不良となった。」という意見があった。このような状態を大きく改善してもらいたい。また、SNSによる誹謗中傷等への対策を充分にして欲しい。

齋藤会長 「一般県民及び犯罪被害者等に対するアンケート調査」の結果は非常に重要な情報である。このアンケートに回答してくださった県民の皆さま及び犯罪被害者等の皆さまに感謝申し上げます。アンケート結果から、犯罪被害者支援というものについて、県民に十分浸透しているとは言えない。新聞、雑誌、テレビ、広報誌などで引き続き情報発信をしていただきたい。また、情報が隅々まで行き渡る方法の一つとして学校教育がある。重点施策第5基本施策2に掲載されている具体的施策は、犯罪被害者にならない、加害者にならない、傍観者にならない、という予防段階がメインとなっているが、もし児童生徒が被害者になった場合、なつてからの対応に関しては、何か具体的なことを考えているのかどうかを伺いたい。

義務教育課 児童生徒が仮に犯罪被害者になった場合の対応としては、心理的な面をサポートするカウンセラーの体制を整備しており、まずは心のケアをしていく。また、児童生徒の生活等、様々なところに影響が及ぶことも考えられる。そのような場合については、県で配置しているスクールソーシャルワーカーを介して、医療や福祉部門など様々なところにつなげながら支援をしていきたい。

齋藤会長 今のお話は在籍中のお話だと思うが、できれば、児童生徒が大人になって被害に遭った時にどうすればいいかという知識や対処法といったスキルも学校教育の中で取り入れることを検討して欲しい。

(2) 第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定スケジュール(案)の概要とスケジュールについて

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定スケジュール(案)を、資料に基づき説明。(略)

委員からの質問、意見等はなし。

(以 上)